公　告　　（委託・事前審査型）

本入札の入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

令和8年11月5日

佐賀県道路公社　理事長

一　委託の概要

1　発注機関	佐賀県道路公社
2　発注業種	料金収納業務委託
3　発注区分	条件付一般競争入札・事前審査型
4　委託名	管委第3号　三瀬トンネル・東脊振トンネル　料金収納業務委託
5　委託場所	佐賀県佐賀市三瀬村三瀬 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈
6　委託内容	現金の収納、輸送及び精算業務
7　契約予定日	令和8年12月24日(木)
8　予定工期	令和9年4月1日～令和12年3月31日
9　予定価格	事後公表

二　入札参加資格に関する事項

1　入札参加資格	警備業法 第4条 の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。
2　地域要件	佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
3　同種委託の実績(会社)	有 本公告前10年以内に元請として、現金の収納、輸送及び精算業務の実績を有すること。

三　業務内容

1　業務内容	本委託は、別添「料金収納業務委託契約書」及び「入札条件書(仕様書)」に定める。

四　入札参加資格確認申請書及び添付資料の受付期間・場所

1 受付期間	令和8年11月6日(金)　から　令和8年12月2日(水)　まで (土日祝日は除く。)の9時から17時まで
2　受付場所	佐賀県道路公社 佐賀市城内一丁目6番5号　(佐賀県庁南館3F)
3　添付資料(事前審査用)	入札参加資格申請書(様式第1号)とともに以下の書類を提出すること。
	①　同種委託の業務実績調書(様式第6号)及び事実を証する書類
	②　警備業法第5条に規定する認定証の写し
	※　資料の提出方法については、4「入札参加資格確認申請書及び添付資料(事前審査用 四-4-①②)の提出方法等」によること。

五　問い合わせ先等

1　公告に関する質問期限	令和8年11月25日(水)　までに下記アドレスに電子メールで送付すること。
2　質問に対する回答期限	令和8年12月2日(水)　までにホームページに掲載する。
3　問い合わせ先 メールアドレス 電話番号	佐賀県道路公社 dokan-3@vip.saganet.ne.jp　(送る前に、アドレスを再確認してください。) TEL 0952-20-2040　FAX 0952-20-2043

六　入札参加資格確認通知等

1　入札参加資格確認通知	令和8年12月3日(木)　までに郵送と電話により通知します。
2　入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合の不服申立期限	令和8年12月14日(月)　までに道路公社に書面で提出すること。

七　入札年月日等		
	1　提出書類(入札書等)	**入札書**
	2　受付方法	**この入札は郵便入札により行います。** ※「6 提出書類(入札書)の送付方法等について」および別添の「郵便入札時の注意事項について」を参照してください。
	3　受付期限	令和8年12月7日(月)　から　令和8年12月14日(月)　まで (土日祝日は除く。)の9時から17時まで
	4　開札の日時及び場所	開札日当日に出席する必要はありません。
	日時	令和8年12月16日(水)　10時00分
	場所	佐賀県道路公社　佐賀市城内一丁目6番5号 (佐賀県庁南館3F)

◆当該入札に参加するための要件及び落札者の決定方法等については以下のとおりです。

1 入札参加資格等に関する事項(入札に参加するものは、以下の要件を満たすこと。)

① 警備業法 第56条から第60条による罰則を、本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者とします。

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者とします。(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同項の規定に該当しない者。)

③ 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者とします。

④ 本業務の開札の日までに、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないものとします。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格申請書を再度提出し、前記二－1の決定を受けた者を除きます。

⑤ 本業務の他の入札参加資格確認申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないものとします。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
イ 法人税法施行令第4条第2項及び第3項に該当する者(会社)。
ロ 一方の会社の役員(株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下「役員」という。)が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
ハ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

⑥ 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

2 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金
佐賀県道路公社会計規程第75条第3項により免除します。

② 契約保証金
納付してください。ただし、佐賀県道路公社会計規程第78条の2の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。
なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とします。

3 落札者の決定方法等

① 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

② 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、**くじにより**落札者を定めます。

4 入札参加資格確認申請書及び添付資料(事前審査用 四-4-①②)の提出方法等
提出資料(事前審査用)については、郵送又は持参してください。
また、提出資料に不備があった場合、又は受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。
県の参加資格事前審査登録制度は適用できません。

5 入札参加資格の確認について
提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、郵送により通知します。
よって、本業務の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知(資格有)を受けた者に限ります。

6 提出書類(入札書　七-1)の送付方法等ついて
入札書については公告の受付期間までに、公告に掲載している受付場所に配達日に(到達日)を指定でき、かつ書留郵便等により配達記録が残る方法で郵送してください。
また封筒には、「委託名」および「入札書在中」と朱書きしてください。
詳細は、別添の「**郵便入札時の注意事項について**」を参照してください。
なお、持参での受付は行いません。
また、不備があった場合、又は受付締切日までに到達しなかった場合は、「失格」となるので注意してください。

7 その他

① 佐賀県電子入札システムには対応していませんので注意してください。

② 入札金額を見積もった結果、入札を辞退することとした場合は、書面により辞退届を提出してください。
なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。

③ 入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。
なお、説明を求める場合は、公告に記載している期限までにその旨を記載した書面を提出してください。

④ 開札時には2回目以降を想定した書類を準備しておくこと。

⑤ 前金払　　無

⑥ 部分払　　有

⑦ **「入札心得」は別途添付**していますので、確認してください。(佐賀県道路公社建設工事等入札心得準用)

⑧ 落札決定後の契約手続きについて
落札者の決定を受けた方は、下記により契約の手続きを行ってください。

提出先(発注機関)	佐賀県道路公社　　経営管理課 〒840-0041 佐賀市城内一丁目6番5号 (佐賀県庁南館3F) TEL:0952-20-2040
契約書提出期限	落札決定の日から5日以内(土・日・祝日を除く)
契約保証金提出期限	落札決定の日から5日以内(土・日・祝日を除く)

料金収納業務委託契約書
（三瀬トンネル、東脊振トンネル）

佐賀県道路公社（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、甲の管理する三瀬トンネル及び東脊振トンネルの料金収入金（以下「収入金」という。）の料金収納業務委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（１）第４条に定める集金場所で収入金を受領し、乙の精算センターまでの輸送業務を行う。

（２）精算センターで収入金の精算業務を行う。

（３）精算金を公社名義の指定の預金口座に入金する。

（４）その他、上記各号に付随する一切の業務を行う。

（契約期間）

第２条　本契約の期間は、東脊振トンネルは、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとし、三瀬トンネルは、令和９年４月１日から令和１２年２月１日までとする。ただし、この期間内に集金すべき収入金については、契約期間後であっても精算、入金業務を行うものとする。

（業務委託手数料）

第３条　甲が乙に対して支払う委託業務手数料（以下「手数料」という。）は、年額　金　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）とする。

（毎月の委託業務手数料）

区　分	月　額
令和９年４月分～令和１２年１月分	円
令和１２年２月分～令和１２年３月分	円

２　甲は、前項の手数料を毎月の委託業務終了後、請求のあった日から３０日以内に乙の指定する口座に振り込むものとする。

（集金場所）

第４条　集金場所は、三瀬トンネル及び東脊振トンネルの各料金所とする。

（集金日）

第５条　集金日は、毎週月曜日から金曜日の毎日とする。

（集金時間）

第６条　集金時間は原則として、午前９時から午後６時までの間とする。

（入金日）

第７条　預金口座に入金する日は、集金日の翌銀行営業日とする。

（入金報告）

第８条　収入金は、乙の精算センターにおいて精算し、第９条に記載する甲名義の預金口座に一括入金するとともに、乙は収入日別、料金所別の内訳書を作成し、第７条の入金日までに、ファクシミリ又は電子メールで甲及び第１０条に規定する甲の代理人に報告する。

（預金口座）

第９条

銀行名および支店名	預金の種別	口座番号	口座名義

（代理人）

第１０条　甲は、自らの責任において料金徴収業務を第三者に委託できるものとし、委託を受けた第三者を甲の代理人とみなすものとする。甲の代理人は（別紙）に記載のとおりとする。

（輸送方法）

第１１条　輸送にあたっては、警備上必要な人員及びを備えなければならない。

（輸送担当者）

第１２条　輸送担当者は制服を着用し、常に社員証等の身分証明書を携帯し、授受の相手方から提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

（現金収納容器）

第１３条　現金収納容器（現金バッグ、麻袋またはこれに類する収納容器を指す。）は、甲の代理人が準備しなければならない。

（現金収納容器の引渡）

第１４条　甲の代理人と乙は、現金収納容器の受け渡しを行うとき、相互に封緘、施錠、数量及び外装に異常のないことを確認するものとする。

（鍵等の管理）

第１５条　現金収納容器の鍵は、甲の代理人及び乙が管理するものとする。乙が、現金収納容器及び鍵を紛失したときは、速やかに甲の代理人に連絡しこれを弁償しなければならない。

（収入金の不一致）

第１６条　収入金の精算作業の結果、甲の代理人の引渡額又は入金伝票と乙の受領額に不一致を生じたときは、乙は甲及び甲の代理人へ速やかに連絡し、甲の代理人及び乙は誠意をもって協議し、適切に処理するものとする。

（委託業務中の事故の連絡および処置）

第１７条　乙は、委託業務の遂行中事故発生の恐れがある場合、または事故が発生したことを知った場合には、遅滞なく安全確保、緊急要員の現場急行等必要な措置をとると同時に、甲にその旨を連絡し、甲乙協議のうえ善後策を講じ、事態解決に努めなければならない。

（契約保証金）

第１８条　乙は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。

（１）契約の相手方が保険会社との間に、公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

（３）過去２年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（４）法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

２　前項第１号の規定に該当して契約保証金の全部を免除し、又はその一部を減

額する場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を契約の相手方に提出させなければならない。

３　第１項の契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、頭書の業務委託料の１００分の１０以上の額としなければならない。

４　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の１００分の１０に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、又は乙は、保証の額の減額を請求することができる。

５　乙が納付した保証の額は、年度ごとにその年度の業務が完了し、支払いの請求ができる場合において、残る年度の支払予定額合計の１００分の１０以上とすることができる。

乙は、これにより生じた保証の額の減額を、甲に請求することができる。

この場合において、契約保証金の納付に伴う利息は付けないものとする。

（契約保証金の還付）

第１９条　甲は、還付すべき契約保証金がある場合には、適正な還付請求書を受理したのちに、遅滞なく還付しなければならない。

２　前項の場合において、契約保証金には利息を付さないものとする。

（契約の解除）

第２０条　甲は、乙が次に定める各号いずれかに該当した場合は、契約有効期間であっても、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

（１）　乙がこの契約に定める条項に違反したと認められるとき。

（２）　この契約の履行につき、乙の運営が不適当であると認められるとき。

（損害賠償）

第２１条　乙は、乙の委託業務範囲において生じた乙の責に帰すべき事由による事故等で甲に損害を与えた時は次の場合を除き、１事故につき１０億円を限度として、甲に生じた損害を賠償するものとする。

（１）　天災地変による不可抗力の損害。

（２）　戦争、暴動、政治的または社会的騒乱、その他類似の事変による不可抗力の損害。

（３）　乙の責によらない交通の渋滞または停滞などによる遅延損害。

（秘密の保持）

第２２条　乙は、本契約に関し知り得た業務上の秘密を本契約の有効期間中はもとより、契約終了後においても他に漏らしてはならない。

（再委託の禁止）

第２３条　乙は、本契約に関し、再委託をしてはならない。

（その他の事項）

第２４条　甲及び乙は、相互に協力し信義を守り誠実に本契約を履行し、この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　佐賀市城内一丁目６番５号
佐賀県道路公社
理事長　平尾　健

乙

（別紙）

甲　の　代　理　人

料金収納業務委託に関する契約書第１０条に定める甲の代理人は、下記のとおりとする。

記

料金所名	代理人名	住　　所
三瀬トンネル料金所		
東脊振トンネル料金所		

入札条件書（仕様書）

１　業　務　条　件

① 現金輸送車は、自動無線装置など警備上必要な設備を備えた現金輸送専用車両を使用すること。
② 現金輸送車には、警備業法に定める「警備員教育」を受けた警備員２名を搭乗させること。
③ 現金輸送業務に関しては、警備員が開封できない現金収納容器を使用すること。
④ 現金輸送業務に関しては、混載便可とする。
⑤ 運送用のタイロック及び入金票は、料金収納業務受託者の負担とする。

※　料金収納業務委託契約書第１条でいう「精算」とは、料金徴収所が金種票に記載した金種ごとの金額を再度、確認する作業のことをいう。
※　タイロックとは、硬貨を入れる麻袋又はこれに類する袋を閉じる紐のことをいう。

２　料金の収納事務（２箇所）

①三瀬トンネル料金徴収所(TEL0952-56-2679・FAX0952-56-2917)

料金所住所：〒842-0301　佐賀県佐賀市三瀬村三瀬 1665-3

平日：１５０万円程度　・　土曜：２００～２５０万円程度

日曜日：２５０～３００万円程度

②東脊振トンネル料金徴収所(TEL0952-51-1711・FAX0952-53-1736)

料金所住所：〒842-0101　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈 1739-5

平日：６０万円程度　・　土曜：８０～９０万円程度

日曜日：１００～１１０万円程度

※　収入金は、約９割が硬貨です。
※　収入金は、料金徴収所が硬貨選別機等で確認後、金種票に記載し、金種票と現金を受託者へ引き渡します。

様式第１号（事前審査型）

入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

佐賀県県道路公社
理事長　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

貴公社発注の管委第２号 三瀬トンネル・厳木多久道路・東脊振トンネル 料金収納業務委託の入札に参加したいので、下記資料を添えて申請します。

なお、この申請書及び提出資料のすべての記載事項は事実と相違ないこと並びに下記の１から５までのいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

また、この申請に係る業務の委託契約の相手方となった場合において、下記の５の事項に該当する者を再委託契約その他の契約（２次以降の再委託契約及び当該再委託契約に係るその他の契約を含む。）の相手方としていた場合においては、貴公社からの求めに応じ、当該再委託契約等を解除することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又は、この申請書の提出日からこの申請に係る業務の完了までの将来においてこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴公社が必要な場合には、下記の５の事項に関して佐賀県警察本部に照会することを承諾するとともに、照会で確認された情報を今後私が公社と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者
２　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
３　入札参加届提出期限日以前の６か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者
４　本委託の他の入札参加資格確認申請者と、資本又は人事面において強い関連がある者
５　佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第２条第４号に規定する暴力団等

様式第６号

同種委託の業務実績調書

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業 務 名			
業務場所		発注機関名	
委託期間		契約金額	
業務内容			

業 務 名			
業務場所		発注機関名	
委託期間		契約金額	
業務内容			

業 務 名			
業務場所		発注機関名	
委託期間		契約金額	
業務内容			

同種業務の業務実績について代表的なものを３件程度まで記入すること。（対象は平成２６年４月１日から当該案件の公告日までに竣工したもの）

○　会社としての同種業務の実績を証する書類で、業務内容（最終契約数量）が確認できる資料として以下のいずれかを添付すること。

・契約書の写し及び業務内容が判る書類（設計書、仕様書等）

・発注者の履行証明及び業務内容が判る書類（設計書、仕様書等）

郵便入札時の注意事項について

● 郵便入札を行うに当たっては以下のことにご注意ください。

1 郵便入札においては、以下の書類を角二封筒（以下「外封筒」という。）に密封し、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかにより、入札書提出期限までに佐賀県道路公社に到達するよう、ゆとりをもって早めに郵送してください。なお、この入札は郵便入札であるため、持参による入札は認めないものとします。

○内封筒に同封する書類

① 入札書・・・・・・ 必要事項を記入のうえ、長三又は長四封筒（以下「内封筒」という。）に入れてください。

なお、入札書の日付けは、開札日（令和8年12月16日）を記入してください。（図１参照）

○外封筒に同封する書類

② 委任状・・・・・・ 代理人が入札を行う場合に限る。

2 外封筒の表書きには、宛先を「佐賀県道路公社　経営管理課」とし、左上に朱書きで「入札書在中」と明記して下さい。また、入札参加者名（商号又は名称のみで可。）、住所及び連絡先（電話番号・FAX番号）を記入してください。なお、裏書きには、業務名及び履行場所を記入して下さい。（図２参照）

3 外封筒は、一入札につき一封筒として下さい。また、郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

4 次のいずれかに該当したときは、その郵便入札の入札参加者の入札は無効とします。

① 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便以外の方法で入札書を提出した入札

② 郵便局受領時刻が入札書の提出期限日の24時を過ぎている入札

③ 外封筒、内封筒及び入札書に記入された業務名、履行場所及び入札参加者名が佐賀県道路公社からの入札通知と一致しない入札

5 入札を辞退する場合（入札書郵送後を含む。）は、開札日の前日の１７時までに書面をもって、佐賀県道路公社　経営管理課まで届け出て下さい。

6 落札者がいない場合は、別途通知します。

7 落札者には、開札日当日、落札決定を通知します。

【図１】　長三又は長四封筒（内封筒）

表

業務名　○○第○○号
　　○○○○○○○○業務委託
履行場所　佐賀県○○市○○○○○○地内
会社名　○○株式会社

【図２】　角ニ封筒（外封筒）

表

簡易書留等　849　0925

朱書き

入札書在中

大きい字で見やすく記入

佐賀県道路公社　経営管理課　御中

佐賀市八丁畷町８―１

○○株式会社
〒○○○－○○○○
佐賀県○○○○－○－○
TEL○○○○－○○－○○○○
FAX○○○○－○○－○○○○

裏

業務名　○○第○○号
　　○○○○○○○○業務委託
履行場所　佐賀県○○市○○○○○○地内

佐 賀 県 道 路 公 社 建 設 工 事 等 入 札 心 得

（平成17年１月１日施行）
（平成17年10月１日一部改正）
（平成18年10月１日一部改正）
（平成20年4月１日一部改正）
（平成25年11月１日一部改正）
（平成26年9月１日一部改正）
（平成28年6月１日一部改正）
（令和５年１月１日一部改正）

佐賀県道路公社が発注する建設工事及びこれに関連する業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、佐賀県道路公社会計規程（昭和57年佐賀県道路公社規程第８号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札方法等）
入札の取扱いは、次のとおりとする。（入札方法等）
１　入札の取扱いは、次のとおりとする。
(1)　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、　図面、契約書の案及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
(2)　入札書は、別紙様式１により作成し、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。
(3)　郵便による入札が認められている場合は、二重封筒とし、中封筒に、工事又は　業務名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送すること。この場合においては、公告又は通知書に示した場所及び時刻までに到達しなければならない。
(4)　代理人が入札を行う場合は、当該代理人は入札前に委任状を提出し、入札書に記名しなければならない。
(5)　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
(6)　入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の４第２　項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後２年間入札代理人とすることはできない。
(7)　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
(8)　入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で　あるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書）
２　建設工事に係る競争入札の入札参加者は、次に掲げる書類を提出しなければならな

い。

(1)　工事費内訳書

ア　入札参加者は、１回目の入札金額に対応する工事費内訳書を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。

イ　工事費内訳書には、工事番号及び工事名、あて名及び入札参加者の住所・氏　名を記載すること。

ウ　工事費内訳書の内容は、工事区分及び各工種に相当する項目ごと（営繕等に係る工事にあっては工事種目及び各科目に相当する項目ごと）の数量、金額等を表示したものとする。

ただし、入札談合に関する情報を受けた場合における工事費内訳書の内容は、工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目ごと（営繕等に係る工事にあっては工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目ごと）の数量、金額等を表示したものとすることがある。

エ　工事費内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該工事費内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがある。

(2)　現場代理人等配置予定事前届出書（別紙様式２）

ア　入札参加者は、入札の時までに、現場代理人等配置予定事前届出書を提出しなければならない。（ＦＡＸ送信による提出可。なお、この場合は、ＦＡＸ送信後、当該届出書の到達を発注機関に確認すること。）

イ　現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、原則として、落札者決定後契約を締結する場合において変更することはできない。

ウ　現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事については、入札の申込のあった日（指名競争に付す場合にあっては入札日）以前に３か月以上の雇用関係にあることが必要である。

エ　同一の主任技術者又は監理技術者について、複数の入札の配置予定技術者として申請することができるが、他の工事を落札したこと等により配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、当該入札の参加資格を喪失するものとする。

（入札の辞退）

３　入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

(1)　指名等を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退する　ことができる。

(2)　指名等を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げると　ころにより申し出るものとする。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執

行する者に直接提出して行う。
(3)　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な入札の確保）
4　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に関する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）
5　入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。
(1)　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に　執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
(2)　天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）
6　次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
(1)　参加する資格のない者
(2)　当該競争入札について不正行為を行った者
(3)　入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
(4)　入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
(5)　入札書の金額の最初に￥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
(6)　入札書の金額を訂正したものを提出した者
(7)　入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
(8)　民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提 出した者
(9)　一人で２以上の入札をした者
(10)　代理人でその資格のない者
(11)　次のいずれかの工事費内訳書を提出した者
ア　１回目の入札書の額と一致しないもの（千円未満の端数処理を除く。）
イ　見積もった工事費合計から一括等での値引きをしたもの
ウ　記載すべき項目についての記載がないもの
エ　その他積算内容に誤りがあるもの
(12)　佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第２条第４号に規定する 暴力団等
(13)　上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（落札者の決定）
7　入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とするこ

とができる。

(1)　低入札調査基準価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2)　最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（再度の入札）

８　再度の入札については、次のとおりとする。

(1)　開札をした場合において、７の規定による落札者がない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っていない場合は、別に定める日時において再入札を行う。

(2)　無効入札をした者、又は、最低制限価格を設けた入札にあっては最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することはできない。

(3)　再入札の執行回数は、２回（１回目の入札を含め３回）を限度とする。

(4)　２回の再入札においても落札者がない場合は、２回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

（同価格（同評価値）の入札をした者が２人以上ある場合の落札者の決定）

９　落札となるべき同価（同評価値）の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約の保証）

10　落札者は、契約書の提出と同時に、次により契約の保証を付さなければならない。ただし、請負金額が５００万円未満の工事又は委託金額が１００万円以下の業務については、契約の保証を免除する。

(1)　保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア　契約保証金（現金）の納付

イ　有価証券（利付国債に限る。）の提供

ウ　銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

エ　公共工事履行保証証券による保証

オ　履行保証保険の契約の締結

(2)　契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額又は委　託金額の１０分の１以上とする。

（契約書の提出期限）

11　契約書の提出期限は、次のとおりとする。

(1)　落札者は、落札決定の日から原則として５日（佐賀県の休日に関する条例第１条に規定する県の休日、４月30 日から５月２日及び８月13 日から８月15 日の期間を含まない。）以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2)　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

（議会の議決を要する契約の取扱い）

12　契約を締結することについて佐賀県議会の議決を要する工事（予定価格５億円以上の工事）の場合は、次のとおり取り扱う。

(1)　落札者は、落札決定の日から原則として５日（県の休日を含まない。）以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2)　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

（異議の申立）

13　入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（別紙様式１）　（※ 記載する項目及び内容に漏れがない場合は、任意様式でも結構です。）

入　　札　　書

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金　額										

（消費税及び地方消費税を除く金額）

工 事 又 は
業 務 名 称

工事場所又　　市　　町
は納入場所　　郡　　村 大字

佐賀県建設工事等入札心得及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

佐賀県道路公社
理 事 長　　平　尾　　健　様

※この様式に記載された個人情報は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

（別紙様式１）　（※ 記載する項目及び内容に漏れがない場合は、任意様式でも結構です。）

入　　札　　書　＜記入例＞

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金　額		￥	1	0	0	0	0	0	0	0

（消費税及び地方消費税を除く金額）

消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず契約希望金額の１１０分の１００の金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）を記入のこと

工 事 又 は　　災害防除　第○○○号

業 務 名 称　　国道○○○号道路災害防除工事

工事場所又は納入場所　　佐　賀　郡　大　和　村（市）（町）大字 ○○○

佐賀県建設工事等入札心得及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

代表者が入札する場合は、代表者職氏名を記入、代理人が入札する場合は、代表者職氏名と委任状に記載された代理人氏名を記入してください。

住　　所　　○○市○○町○丁目○番○号

商号又は名称　　○○建設株式会社

代 表 者 氏 名　　代表取締役　佐賀　太郎

（代　理　人　　土　木　　太　郎　　）

佐賀県道路公社

理 事 長　　平　尾　　健　様

※この様式に記載された個人情報は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

（参考）　＜記入例＞

委　　任　　状

今般都合により　○　○　○　○　を代理人と定め、次の事項に関する権限を委任します。

委 任 事 項　　次の工事（又は業務）に係る見積、入札に関する一切の権限

工　事　名　　災害防除　第○○○号

（又は業務名）　　国道○○○号道路災害防除工事

工 事 場 所　　佐　賀　郡　大　和　村 大字 ○○○

（又は納入場所）　　（市）　（町）

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

住　　所　　○○市○○町○丁目○番○号

商号又は名称　　○○建設株式会社

代 表 者 氏 名　　代表取締役　佐賀　太郎

佐賀県道路公社

理 事 長　　平　尾　　健　様

※代表者氏名は本人が自署してください。ただし、以下のいずれかの方法に代えることができます。
・代表者氏名を記名（印字）し、代表者印を押印
・代表者氏名を記名（印字）し、下欄に書類作成責任者が役職・氏名を付記（自署）

※【書類作成責任者】

役職　　氏名（自署）　　.

※　この記入例は参考に示したものです（委任状の様式は自由です。）。

（参考）　＜記入例＞

入　札　辞　退　届

工 事 又 は　　災害防除　第○○○号

業 務 名 称　　国道○○○号道路災害防除工事

工事場所又　　(市)　　(町)

は納入場所　　佐　賀　　郡　　大　和　　村 大字 ○○○

上記について（　　理由　　）により入札を辞退します。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

住　　所　　○○市○○町○丁目○番○号

商号又は名称　　○○建設株式会社

代 表 者 氏 名　　代表取締役　佐賀　太郎

佐賀県道路公社

理 事 長　　平　尾　　健　様

（参考例）

入　札　錯　誤　申　出　書

工 事 又 は　　災害防除　第○○○号

業 務 名 称　　国道○○○号道路災害防除工事

工事場所又　　（市）　　（町）

は納入場所　　佐　賀　　郡　　大　和　　村 大字 ○○○

上記入札について、電子入札書の金額を誤って提出しましたので、当該入札を錯誤無効としていただきますようお願いします。

なお、今後このようなことがないよう十分注意いたします。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

住　　所　　○○市○○町○丁目○番○号

商号又は名称　　○○建設株式会社

代 表 者 氏 名　　代表取締役　佐賀　太郎

佐賀県道路公社

理 事 長　　平　尾　　健　様

管委　第２号

令和９～１１年度

切　り　抜　き　設　計

三瀬トンネル・東脊振トンネル 料金収納業務委託設計書

経営管理課長		精算者	設計者
準備日数	日	委託日数	７８２日

三瀬トンネル料金徴収所　　佐賀市三瀬村三瀬
東脊振トンネル料金徴収所　　神埼郡吉野ヶ里町松隈

佐賀県道路公社

令和９～１１年度　料金収納業務費　内訳書

費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
集金・精査・入金業務費								
直接人件費								
	三瀬トンネル 集金・精査・入金業務費			日	742			令和9年4月1日～12年2月1日分 代　―　第１号
	東脊振トンネル 集金・精査・入金業務費			日	742			令和9年4月1日～12年2月1日分 代　―　第１号
	東脊振トンネル 集金・精査・入金業務費			日	40			令和12年2月2日～12年3月31日分 代　―　第１号
集金・精査・入金業務費								
諸経費								
	諸経費			×	10%			施設警備10%採用 千円止め
集金・精査・入金業務価格								万円止め
	消費税相当額			×	10%			
合　計								

令和９～１１年度　料金収納業務費　内訳書

費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
集金・精査・入金業務費								
直接人件費								
	三瀬トンネル 集金・精査・入金業務費			日	742			令和9年4月1日～12年2月1日分 代　―　第１号
	東脊振トンネル 集金・精査・入金業務費			日	742			令和9年4月1日～12年2月1日分 代　―　第１号
	東脊振トンネル 集金・精査・入金業務費			日	40			令和12年2月2日～12年3月31日分 代　―　第１号
集金・精査・入金業務費								
諸経費								
	諸経費			×	10%			施設警備10%採用 千円止め
集金・精査・入金業務価格								万円止め
	消費税相当額			×	10%			
合　計								

数量総括表　（ 三瀬トンネル・東脊振トンネル ）

項　　目	数　量	備　　考
料金収納業務費		
集金・精査・入金業務費		
令和９～１１年度 集金・精査・入金業務	782 日	
三瀬トンネル無料開放前 令和9年4月1日集金分～12年2月1日集金分	742 日	土、日を除く　２か所集金 1,038(R9.4.1～R12.2.1)-(148+148)
三瀬トンネル無料開放後 令和12年2月2日集金分～12年3月31日集金分	40 日	土、日を除く　１か所集金 58(R12.2.2～R12.3.31)-(9+9)

※料金徴収金にいては、０～２４時に徴収した現金を翌日の日中に集金し、各料金所から精算センターへ輸送する。
　輸送された現金の精算を行い、公社名義の指定の口座へ入金を行う。
　公社の口座に入金されるのは、さらに、翌日となるため、実際の料金徴収を行った日の２日後に入金される。
　ただし、集金日が土曜日・日曜日の場合は、翌月曜日に集金を行う。集金を行わないのは、土曜日・日曜日のみ。月曜～金曜の間に祝日があっても集金を行う。（祝日は無視する。）